

商品概要説明書

ジャックスローン（多目的）

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

商品名	ジャックスローン（多目的）
ご利用いただける方	○個人の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 70 歳以下の方。 ○安定・継続した収入のある方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。 ○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、事業性資金・投機性資金・不動産購入資金・借入金返済資金等の資金は除きます。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）とします。
借入利率	○変動金利型 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○分割後払方式 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料はお借入金利に含まれます。
団体信用生命	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけ

共済（保険）	ます。 なお、共済掛金は、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入れ利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0. 3 0 %</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 4 0 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 4 5 %</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 0 %	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 4 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 4 5 %				
団体信用生命共済（保険）	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 0 %												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 4 0 %												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 4 5 %												
9 大疾病補償 保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 6 2 %												
手数料	○新規事務取扱手数料…5,500 円（税込） ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ① 全額繰上返済の場合…3,300 円（税込） ② 一部繰上返済の場合…3,300 円（税込） ○インターネットバンキングによる一部繰上返済の場合 ①繰上返済手数料は無料です、 ②約定返済後の残高の 90%が、1 回あたりの返済上限額です。 ③ 1 回あたりの返済下限額は 10,000 円です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円（税込）の条件変更手数料が必要です。												
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店またはリスク管理部審査課（電話：042-666-6511）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><td>名称</td><td>電話番号</td><td>受付日</td><td>受付時間</td></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr></table>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00
名称	電話番号	受付日	受付時間										
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00										
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00										

	第二東京弁護士会 仲裁センター 03-3581-2249 月～金（祝日、 年末年始を除く） 9:30～12:00 13:00～17:00 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 八王子